

【関連する職種(一般の呼称)】	
ゴム製品製造、タイヤ製造	
【石綿製品(代表的な2,3)】	
石綿含有摩擦材(ブレーキパッドなど)	石綿パッキング、ガスケット製造
石綿織物・布・ひも・ロープ・テープ・リボンなど	石綿保温材・煙突材
【労災認定事例(p111)】 27	【文献(p116,122)】 35-38,111

大きなタイヤ工場では、様々な種類のタイヤを製造する加硫機が相当数配置されています。加硫機はゴムに熱を加えてタイヤを成型する機械です。加硫機は順番に補修・修理し、工場内では稼働と修理の機械が混在していますので、修理は工場のどこかで行われています。加硫機が一番内部はタイヤの金型が置かれ、その周囲には釜があり蒸気管から蒸気が送られてきます。釜の周囲には石綿保温材が巻かれており、この保温材として石綿が使用されていることがありました。金属のケーシング等で覆われていますので、石綿は通常は空気中には飛散していないと考えられます。

ふたも同様に金属で覆われていますが中には石綿保温材で、石綿が使用されていることがありました。この保温材は、補修や修理においてもほとんど取り替えることはありませんが、石綿保温材を取り替えた場合には、工場内に石綿が飛散していた可能性があります。

以下の写真は、小さな町工場の作業の写真です。手作業でタルクを塗って、ゴムを重ねています。



A タルク入りのバケツにハケが入っています。タルクにはしばしば石綿が不純物として混入していました。



B ゴムにハケでタルクを塗っているところ。タルク粉をまんべんなく塗っておかないと、ゴム同士がくっついてしまいます。塗布する際にはタルクが飛散した可能性があります。



C 加工用ゴムです。この工場では、このようなゴム板を製造し、靴底等に加工する工場へ出荷します。運搬する際にも、タルクが飛散した可能性があります。

掲載した写真はイメージ写真です

【関連する職種(一般の呼称)】	
土工、一般土木、土木作業員、ハツリ、型枠大工、土木設計、現場監督、現場代理人、施工管理 アスファルト工事、道路舗装工事、防水工事	
【石綿製品(代表的な2,3)】	
石綿含有アスファルト	
【労災認定事例】	【文献(p122)] 111

国土交通省の調査によると、昭和45年から55年に、耐摩耗性向上、耐流動性の向上を目的として、石綿がアスファルトに1～3%配合された時期がありました。加工箇所は17箇所、試験施工若しくは部分的な箇所での使用であり、その後新たな敷設はないようです。(詳しい内容を知りたい方は、国土交通省「道路施設におけるアスベスト対策について報告書(17年12月)」をご覧ください。 <http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/asbestos/houkoku.pdf>)

道路に関わる石綿製品としては、他に、トンネルの内装化粧スレート板、道路の遮音壁(石綿スレート)、盛土保護壁(押出成形セメント板)などが用いられています。

上記のような、道路に関わる石綿含有物質の補修、交換等の際に石綿粉じんが発生し、作業員がばく露する可能性があります。



道路工事、補修作業時には粉じんが発生します。アスファルトにかつて石綿が混入していた区間においては、石綿粉じんばく露する可能性があります。



舗装工事、割栗石、砂利、アスファルト(瀝青ともいいます)の順で平らな固い地面を作ります(ローラーにて転圧)。

掲載した写真はイメージ写真です